

物価高騰等対策支援金 申請期間延長のお知らせ

申請期間が令和 8 年 3 月 23 日(月)～6 月 30 日(火)でしたが、

8 月 31 日 (月)まで延長させていただきます。

※期間が延長になりますが、予算額に達し次第、受付を終了致します。

【お問い合わせ】

木曽町商工会

TEL：0264-22-3618

お気軽にご相談ください。

1. 支援目的

仕入れ原材料やエネルギー価格をはじめとした物価高騰等による影響を受けている会員事業者に対し、事業継続に向けた経営の下支えとして当該影響を緩和するため、予算の範囲内において物価高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）を給付します。

2. 支援対象者

木曽町内に事業所を有する木曽町商工会員（営業実態があること）

【対象要件】 次の(1)～(3)の要件すべてを満たす事業者が対象です。

- (1) 商工会費の未納がないこと（申請の折にご相談ください）
- (2) 支援金の受領後も商工会員として 3 年間は事業を継続すること
- (3) 支援金と同様の助成制度による財政支援を受けない、又は受ける見込みがないこと

3. 支援内容

直近 2 年(期)分の決算書等で仕入れ原材料費・水道光熱費・旅費交通費・通信費・消耗品費・車両費等を比較して、物価高騰等の影響による経費増額分に対し下記のとおり支援金を交付します。

支援対象経費増額分	支援金額	備 考
① 20 万円未満	3 万円	
② 20 万円以上 40 万円未満	5 万円	
③ 40 万円以上	7 万円	

例 1) 仕入費 30 万増＋光熱費 7 万増＋車両費 5 万増＝計 42 万増 ⇒ 支援金額 7 万円

例 2) 消耗品費 1 万増＝計 1 万増 ⇒ 支援金額 3 万円

※直近 2 年(期)分の対象経費を見比べて、1 円でも増加していれば、支援対象となります。

4. 申請方法等

申請者は、下記の必要書類を用意し、木曽町商工会へ提出してください。

【個人の場合】直近 2 年分の所得税・復興特別所得税確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書

【法人の場合】直近 2 期分の法人税確定申告書、法人事業概況説明書、決算報告書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費等を含む）

【共通】振込口座が確認できる書類（通帳等コピー）

給付申請書（様式第 1 号）、対象経費計算書（別紙）

【注意】提出された書類は返却できませんので、給付申請書以外はコピーを提出すること。

対象になるか分からない方は、直近 2 年分の必要書類と通帳・印鑑をお持ちになって商工会へお越しください！